



平成 18 年 5 月 25 日

各 位

株式会社東邦システムサイエンス
代表取締役社長 篠原 誠司
(JASDAQ コード番号 : 4 3 3 3)
問い合わせ先 取締役管理本部長 高橋 誠
電話番号 0 3 (3 8 6 8) 6 0 6 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 35 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 公告費用の削減、公示機能の向上をはかるべく、また、インターネットの利便性、普及状況などに鑑み、電子公告制度を採用するため、公告方法を変更するものであります。(変更案第 5 条)

(2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

単元未満株主の管理の効率化をはかるため、単元未満株主の権利を合理的な範囲で限定する規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)

インターネットの普及を考慮して、法務省令の定めるところに従い株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、株主に提供したものとみなすことができるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第 19 条)

取締役会の迅速な運営のため、取締役会の書面決議等を可能とする規定を新設するものであります。(変更案第 26 条第 2 項)

その他、現行定款について、条文の追加、削除その他の修正ならびに条数および字句の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 23 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 23 日 (金曜日)

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則 (新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、2,400万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減じる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第6条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け) 第7条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、2,400万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第9条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元未満株式の権利) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現行定款	変更案
<p>(基準日) <u>第8条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人) <u>第9条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) <u>第10条</u> 当社の株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱いならびに手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) <u>第11条</u> （条文省略） （新設）</p> <p>(招集権者および議長) <u>第12条</u> （条文省略） (決議の方法) <u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>(削除、第3章に移設)</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) <u>第12条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) <u>第13条</u> （現行どおり） （定時株主総会の基準日） <u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長) <u>第15条</u> （現行どおり） (決議の方法) <u>第16条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を</p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使) 第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第 15 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印し、または電子署名する。</p> <p>(新設)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 16 条 (条文省略) (取締役の選任方法) 第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第 18 条 取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役の選任) 第 19 条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に</p>	<p>もって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 19 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 20 条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故</p>

現行定款	変更案
<p>従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 21 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 23 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第 24 条 (条文省略) (取締役の報酬および退職慰労金) 第 25 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(監査役の数) 第 26 条 (条文省略) (監査役の選任) 第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(監査役の任期) 第 28 条 監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第 28 条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(監査役の数) 第 30 条 (現行どおり) (監査役の選任) 第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第 29 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第 6 章 計 算 (営業年度および決算期) 第 30 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金) 第 31 条 当社の利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当) 第 32 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 33 条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。 2 前項の未払配当金には利息を付けない。</p>	<p>(監査役報酬等) 第 33 条 監査役報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 6 章 計 算 (事業年度) 第 34 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(中間配当) 第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間) 第 37 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>